

防衛省による米軍嘉手納基地周辺の騒音測定調査（コンター見直し作業）
に関する意見書

平成17年度から、防衛省は嘉手納基地周辺のうるささ指数（W値）分布の見直しも視野に入れた同基地飛行場周辺の騒音測定調査を開始して以来、いよいよ本年度で調査を終え、28年ぶりに見直し作業が告示されるとのことであり、コンターの境界の範囲の縮小、助成対象区域が縮小される懸念があり、看過することはできません。同省はすでに米軍横田基地周辺の住宅防音工事助成対象区域が5,000ヘクタールから、約2,500ヘクタールへ半減させるという全国で初めて助成対象区域を縮小するなど、嘉手納基地周辺においても縮小されるおそれがあり懸念をいただくものであります。

嘉手納基地から発する爆音はF-15戦闘機や空中給油機を始め、外来機等の訓練等々で爆音は異常な程激化し、町民の怒りは頂点に達しています。むしろ現在のコンター境界線よりも、騒音は嘉手納基地周辺いたるところに拡大しており、現在の助成対象区域をさらに見直し拡大すべきであります。

復帰後「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、住宅、学校、病院等の防音工事の助成制度が実施されてきたが、現在においても抜本的な爆音被害の解消に至っておらず、今回のコンター見直し調査により、現在の防音助成対象となるW値75以上の区域が縮小見直しされると町内小中学校の防音工事や住宅防音工事等、さらに本町経済の活性化に大きな影響を及ぼすことが予測されます。

よって、北谷町議会は防衛省による米軍嘉手納基地周辺騒音測定調査とコンター作業に対し、下記事項について強く要請する。

記

- 1 嘉手納基地周辺での航空機騒音調査の結果と騒音測定器の設置場所（住所）を明らかにし、周辺自治体と地域住民に十分な説明を行うこと。
- 2 現在の防音助成対象区域より縮小することなく、その区域をさらに見直し拡大すること。
- 3 コンター境界線について客観的、科学的な分析の上、矛盾の無い住民の意見が反映された見直しをすること。
- 4 騒音対象の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月24日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 防衛大臣 沖縄防衛局長